

東京大学経済学図書館所蔵資料のデジタルデータについて

- (1) この画像データは、東京大学経済学図書館が所蔵する資料のうち、有価証券報告書をデジタル撮影したものです。
- (2) 利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化により、一部、文字の写りが悪いものを含んでいます。また、一部、オンライン公開に適さないと判断し、墨消処理した部分があります。
- (5) この画像データに関する質問等は東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

連 結 財 務 諸 表

(昭和57年6月30日提出の証券取引法第24条)
(第3項に基づく報告書の添付書類)

連結会計年度 自 昭和55年4月1日
至 昭和56年3月31日

自 昭和56年4月1日
至 昭和57年3月31日

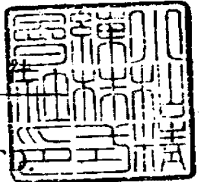
大 蔵 大 臣 殿

昭和57年7月30日提出

会 社 名 小 松 精 練 株 式 会

英 訳 名 KOMATSU SEIREN CO., LTD.

代表者の役職氏名 取締役社長 嵐 正 公



本店の所在の場所

石川県能美郡根上町浜町ヌ167番地

電 話 番 号 07615-5-1111 (代表)

連 絡 者 経 理 部 次 長 河 林 紀 宣

もよりの連絡場所

東京都中央区日本橋人形町1-3-6 共同ビル3階

電 話 番 号 03-667-5761 (代表)

連 絡 者 東京出張所所長 橋 本 武 雄

(本書面の枚数表紙共 12 枚)

連 結 財 務 諸 表 の 状 況

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年10月30日大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
2. 当社は昭和56年度（昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで）の連結財務諸表について、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人朝日会計社の監査を受け、次のとおり監査報告書を受領しております。

監 査 報 告 書

昭和 5 7 年 7 月 2 8 日

小 松 精 練 株 式 会 社

取締役社長 嵐 正 公 殿

監査法人 朝 日 会 計 社

代表社員
関与社員

公認会計士

王 山 一 雄 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、以下に掲げられている小松精練株式会社の昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について監査を行った。

この監査に当って、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の連結財務諸表が、小松精練株式会社及び子会社の昭和57年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する連結会計年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法により記載すべき利害関係はない。

以 上

主 たる 事 務 所

監査法人 朝 日 会 計 社

東京都千代田区丸の内3丁目2番3号

富士ビルディング

関与社員が主として
執務した事務所

監査法人 朝日会計社 金沢事務所

石川県金沢市西町3番丁18番地

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

期 別 科 目	昭 和 5 5 年 度 (昭和56年 3 月31日)		昭 和 5 6 年 度 (昭和57年 3 月31日)		比 較 増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
資 産 の 部		%		%	
I 流 動 資 産					
1. 現 金 及 び 預 金	1,269,299		1,613,000		343,701
2. 受取手形及び売掛金 ^(注)	3,658,232		4,270,783		612,551
3. 関連会社受取手形 及 び 売 掛 金	86,467		94,280		7,813
4. 有 価 証 券	1,136,643		2,925,069		1,788,426
5. た な 卸 資 産	1,469,772		1,339,490		△ 130,282
6. 短 期 貸 付 金	407,748		0		△ 407,748
7. そ の 他 の 流 動 資 産	66,432		77,654		11,222
8. 関連会社その他の流動資産	19,271		22,547		3,276
9. 貸 倒 引 当 金	△ 60,770		△ 63,850		△ 3,080
流 動 資 産 合 計	8,053,094	66.9	10,278,973	69.1	2,225,879
II 固 定 資 産					
(1) 有 形 固 定 資 産					
1. 建 物 及 び 構 築 物	2,621,850		2,720,136		98,286
2. 機 械 及 び 装 置	5,422,438		6,393,091		970,653
3. 車 両 及 び 運 搬 具	62,198		66,523		4,325
4. 工 具 器 具 及 び 備 品	178,281		211,600		33,319
5. 土 地	505,463		505,463		0
6. 建 設 仮 勘 定	110,000		207,047		97,047
有 形 固 定 資 産 計	8,900,230		10,103,860		1,203,630
7. 減 価 償 却 引 当 金	5,182,357		5,808,478		626,121
有 形 固 定 資 産 合 計	3,717,873	30.9	4,295,382	28.9	577,509
(2) 無 形 固 定 資 産					
1. その他の無形固定資産	5,299		5,432		133
無 形 固 定 資 産 合 計	5,299	0.0	5,432	0.0	133
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産					
1. 投 資 有 価 証 券	63,058		65,758		2,700
2. 関 連 会 社 株 式	143,013		152,447		9,434
3. 保 証 金	51,931		75,285		23,354
4. その他の投資その他の資産	5,282		3,515		△ 1,767
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	263,284	2.2	297,005	2.0	33,721
固 定 資 産 合 計	3,986,456	33.1	4,597,819	30.9	611,363
資 産 合 計	12,039,550	100	14,876,792	100	2,837,242

(単位：千円)

科 目	期 別	昭 和 5 5 年 度 (昭和56年3月31日)		昭 和 5 6 年 度 (昭和57年3月31日)		比 較 増 減
		金 額	構成比	金 額	構成比	
負 債 の 部			%		%	
I 流 動 負 債						
1. 支払手形及び買掛金		3,352,105		3,912,102		559,997
2. 関連会社支払手形及び買掛金		625,669		807,850		182,181
3. 短期借入金		1,010,000		790,000		△ 220,000
4. 1年以内に返済すべき長期借入金		15,000		0		△ 15,000
5. 未払金		374,513		237,863		△ 136,650
6. 関連会社未払金		52,540		113,753		61,213
7. 賞与引当金		484,500		550,900		66,400
8. 法人税・住民税引当金		334,219		396,055		61,836
9. その他の流動負債		122,327		131,902		9,575
流動負債合計		6,370,873	52.9	6,940,425	46.6	569,552
II 固 定 負 債						
1. 退職給与引当金		749,623		749,075		△ 548
2. その他の固定負債		0		48,144		48,144
固定負債合計		749,623	6.2	797,219	5.4	47,596
III 特 定 引 当 金						
1. 価格変動準備金		20,318		14,890		△ 5,428
2. 中小企業等海外市場開拓準備金		41,292		19,058		△ 22,234
3. 公害防止準備金		39,780		27,500		△ 12,280
特定引当金合計		101,390	0.9	61,448	0.4	△ 39,942
IV 連 結 調 整 勘 定		1,929	0.0	0	0.0	△ 1,929
V 少 数 株 主 持 分		0	0.0	26,597	0.2	26,597
負 債 合 計		7,223,815	60.0	7,825,689	52.6	601,874
資 本 の 部						
I 資 本 金		1,100,000		1,400,000		300,000
II 資 本 準 備 金		584,781		2,089,780		1,504,999
III 利 益 準 備 金		130,270		152,730		22,460
IV その他の剰余金		3,000,684		3,408,593		407,909
資 本 合 計		4,815,735	40.0	7,051,103	47.4	2,235,368
負 債 資 本 合 計		12,039,550	100	14,876,792	100	2,837,242

(注) 受取手形割引高 前連結会計年度 1,504,721千円 当連結会計年度 1,204,712千円

(2) 連結損益計算書

(単位：千円)

期 別 科 目	昭 和 5 5 年 度 (自 昭和55年4月1日 至 昭和56年3月31日)			昭 和 5 6 年 度 (自 昭和56年4月1日 至 昭和57年3月31日)			比 較 増 減
	金 額		構成比	金 額		構成比	
I 売 上 高			%			%	
加工料収入	14,627,548			15,612,799			
製品及び商品売上高	6,269,526	20,897,074	100	7,427,341	23,040,140	100	2,143,066
II 売 上 原 価		18,175,119	87.0		20,142,137	87.4	1,967,018
売 上 総 利 益		2,721,955	13.0		2,898,003	12.6	176,048
III 販売費及び一般管理費(注)		1,559,144	7.5		1,735,219	7.6	176,075
営 業 利 益		1,162,811	5.5		1,162,784	5.0	△ 27
IV 営 業 外 収 益							
1.受 取 利 息	155,905			207,766			
2.受 取 配 当 金	24,371			35,334			
3.有 価 証 券 利 息	25,532			21,704			
4.有 価 証 券 売 却 益	3,034			26,502			
5.その他の営業外収益	158,378	367,220	1.8	265,809	557,115	2.4	189,895
V 営 業 外 費 用							
1.支払利息及び割引料	197,197			130,407			
2.株 式 発 行 費	0			66,273			
3.有 価 証 券 売 却 損	820			30,389			
4.その他の営業外費用	283	198,300	0.9	13,011	240,080	1.0	41,780
経 常 利 益		1,331,731	6.4		1,479,819	6.4	148,088
VI 特 別 利 益							
1.固 定 資 産 売 却 益	5,388			0			
2.退職給与引当金取崩益	430	5,818	0.0	0	0	0.0	△ 5,818
VII 特 別 損 失							
1.固 定 資 産 売 却 損	6,071			8,805			
2.固 定 資 産 除 却 損	45,291			38,027			
3.役 員 退 職 慰 労 金	2,800			0			
4.特 別 償 却 額	54,811			43,195			
5.出 資 金 処 分 損	0	108,973	0.5	1,800	91,827	0.4	△ 17,146
税金等調整前当期純利益		1,228,576	5.9		1,387,992	6.0	159,416
VIII 特定引当金取崩額							
1.価格変動準備金取崩額	13,101			5,428			
2.中小企業等海外市場 開拓準備金取崩額	34,446			24,978			
3.公害防止準備金取崩額	15,000	62,547	0.3	12,280	42,686	0.2	△ 19,861
IX 特定引当金繰入額							
1.中小企業等海外市場 開拓準備金繰入額	2,284			2,744			
2.公害防止準備金繰入額	14,600	16,884	0.1	0	2,744	0.0	△ 14,140

(単位：千円)

科 目	昭 和 5 5 年 度 (自 昭和55年4月1日 至 昭和56年3月31日)			昭 和 5 6 年 度 (自 昭和56年4月1日 至 昭和57年3月31日)			比 較 増 減
	金 額		構成比	金 額		構成比	
税金等調整前当期利益		1,274,239	6.1		1,427,934	6.2	153,695
法人税及び住民税額		604,386	2.9		725,707	3.1	121,321
少数株主利益		0	0.0		6,862	0.0	6,862
連結調整勘定当期償却額	△	1,929	0.0	△	1,929	0.0	0
持分法による投資損益	△	7,759	0.0		7,660	0.0	15,419
当 期 利 益		664,023	3.2		704,954	3.1	40,931

(注) 販売費及び一般管理費について

販売費及び一般管理費の割合は次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
販 売 費	3 0 %	3 1 %
一般管理費	7 0 %	6 9 %

(3) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	期 別	昭 和 5 5 年 度 (自 昭和55年4月1日) (至 昭和56年3月31日)		昭 和 5 6 年 度 (自 昭和56年4月1日) (至 昭和57年3月31日)		比 較 増 減
		金 額		金 額		
I その他の剰余金期首残高			2,553,161		2,991,179	438,018
II その他の剰余金減少高						
1.利 益 準 備 金 繰 入 額		16,500		22,890		
2.配 当 金		165,000		224,400		
3.役 員 賞 与		35,000	216,500	40,250	287,540	71,040
III 当 期 利 益			664,023		704,954	40,931
IV その他の剰余金期末残高			3,000,684		3,408,593	407,909

- 9 -

前連結会計年度 (自 昭和55年4月1日 至 昭和56年3月31日)	当連結会計年度 (自 昭和56年4月1日 至 昭和57年3月31日)																				
(4)退職給与引当金計上基準 <table border="0"> <tr> <th data-bbox="208 419 556 460">(連結会社)</th><th data-bbox="595 419 942 460">(連結子会社)</th></tr> <tr> <td data-bbox="208 460 556 721">(イ)繰入方法 前年度末と当年度末の退職金要支給額の増差額 一前年度末と当年度末の適格退職年金契約に基づく給付額の増差額</td><td data-bbox="595 460 942 584">(イ)繰入方法 前年度末と当年度末の退職金要支給額の増差額</td></tr> <tr> <td data-bbox="208 721 556 858">(ロ)取崩し方法 前年度末の退職金の要支給額</td><td data-bbox="595 721 942 858">(ロ)取崩し方法 前年度末の退職金の要支給額</td></tr> <tr> <td data-bbox="208 858 556 1819">(ハ)残高基準 税法改正に伴い、当連結会計年度より退職給与引当金の残高基準を期末要支給額の100分の50から、期末要支給額の100分の40に変更してあります。 この変更にあたって、税法の経過措置の適用を受けることとしましたので、退職給与引当金勘定の当期末残高は、自己都合退職に基づく期末要支給額の48.7%であります。 又、税法の定める経過措置の適用により、本来当期費用に計上すべき133,278千円が超過額の取崩しと相殺される結果となり、当期の退職給与引当金繰入額はありません。</td><td data-bbox="595 858 942 1819">(ハ)残高基準 税法改正に伴い、当連結会計年度より退職給与引当金の残高基準を期末要支給額の100分の50から期末要支給額の100分の40に変更してあります。 この変更にあたって、税法の経過措置の適用を受けることとしましたので、退職給与引当金勘定の当期末残高は、自己都合退職に基づく期末要支給額の41.9%であります。 又、税法の定める経過措置の適用により、本来当期費用に計上すべき34,085千円が超過額の取崩しと相殺される結果となり、当期の退職給与引当金繰入額はあります。</td></tr> </table> (ニ)適格退職年金 <table border="0"> <tr> <td data-bbox="208 1874 556 2499"> a. 従来退職金制度の30%相当分について適格退職年金制度を採用しておりましたが、昭和55年9月分より同制度の40%相当分に改めました。 b. 昭和55年6月30日現在の過去勤務費用の現在額は225,412千円であります。 ただし、昭和55年9月1日付にて退職金制度のうち、適格退職年金 </td><td data-bbox="595 1874 942 2499"> (ニ)適格退職年金 a. 同左 b. 昭和56年6月30日現在の過去勤務費用の現在額は455,734千円であります。 </td></tr> </table>	(連結会社)	(連結子会社)	(イ)繰入方法 前年度末と当年度末の退職金要支給額の増差額 一前年度末と当年度末の適格退職年金契約に基づく給付額の増差額	(イ)繰入方法 前年度末と当年度末の退職金要支給額の増差額	(ロ)取崩し方法 前年度末の退職金の要支給額	(ロ)取崩し方法 前年度末の退職金の要支給額	(ハ)残高基準 税法改正に伴い、当連結会計年度より退職給与引当金の残高基準を期末要支給額の100分の50から、期末要支給額の100分の40に変更してあります。 この変更にあたって、税法の経過措置の適用を受けることとしましたので、退職給与引当金勘定の当期末残高は、自己都合退職に基づく期末要支給額の48.7%であります。 又、税法の定める経過措置の適用により、本来当期費用に計上すべき133,278千円が超過額の取崩しと相殺される結果となり、当期の退職給与引当金繰入額はありません。	(ハ)残高基準 税法改正に伴い、当連結会計年度より退職給与引当金の残高基準を期末要支給額の100分の50から期末要支給額の100分の40に変更してあります。 この変更にあたって、税法の経過措置の適用を受けることとしましたので、退職給与引当金勘定の当期末残高は、自己都合退職に基づく期末要支給額の41.9%であります。 又、税法の定める経過措置の適用により、本来当期費用に計上すべき34,085千円が超過額の取崩しと相殺される結果となり、当期の退職給与引当金繰入額はあります。	a. 従来退職金制度の30%相当分について適格退職年金制度を採用しておりましたが、昭和55年9月分より同制度の40%相当分に改めました。 b. 昭和55年6月30日現在の過去勤務費用の現在額は225,412千円であります。 ただし、昭和55年9月1日付にて退職金制度のうち、適格退職年金	(ニ)適格退職年金 a. 同左 b. 昭和56年6月30日現在の過去勤務費用の現在額は455,734千円であります。	(4)退職給与引当金計上基準 <table border="0"> <tr> <th data-bbox="1020 419 1367 460">(連結会社)</th><th data-bbox="1406 419 1754 460">(連結子会社)</th></tr> <tr> <td data-bbox="1020 460 1367 502">(イ) 同 左</td><td data-bbox="1406 460 1754 502">(イ) 同 左</td></tr> <tr> <td data-bbox="1020 721 1367 776">(ロ) 同 左</td><td data-bbox="1406 721 1754 776">(ロ) 同 左</td></tr> <tr> <td data-bbox="1020 858 1367 1819">(ハ)残高基準 税法改正に伴い、前連結会計年度より退職給与引当金の残高基準を期末要支給額の100分の50から、期末要支給額の100分の40に変更してあります。 この変更にあたって、税法の経過措置の適用を受けることとしましたので、退職給与引当金勘定の当期末残高は、自己都合退職に基づく期末要支給額の41.9%であります。 又、税法の定める経過措置の適用により、本来当期費用に計上すべき34,085千円が超過額の取崩しと相殺される結果となり、当期の退職給与引当金繰入額はあります。</td><td data-bbox="1406 858 1754 1819">(ハ)残高基準 税法改正に伴い、前連結会計年度より退職給与引当金の残高基準を期末要支給額の100分の50から期末要支給額の100分の40に変更してあります。 この変更にあたって、税法の経過措置の適用を受けることとしましたので、退職給与引当金勘定の当期末残高は、自己都合退職に基づく期末要支給額の41.9%であります。 又、税法の定める経過措置の適用により、本来当期費用に計上すべき34,085千円が超過額の取崩しと相殺される結果となり、当期の退職給与引当金繰入額はあります。</td></tr> </table> (ニ)適格退職年金 <table border="0"> <tr> <td data-bbox="1020 1874 1367 2499"> a. 同左 b. 昭和56年6月30日現在の過去勤務費用の現在額は455,734千円であります。 </td><td data-bbox="1406 1874 1754 2499"> (ニ)適格退職年金 当連結会計年度より停年退職者について適格退職年金制度を採用しました。 </td></tr> </table>	(連結会社)	(連結子会社)	(イ) 同 左	(イ) 同 左	(ロ) 同 左	(ロ) 同 左	(ハ)残高基準 税法改正に伴い、前連結会計年度より退職給与引当金の残高基準を期末要支給額の100分の50から、期末要支給額の100分の40に変更してあります。 この変更にあたって、税法の経過措置の適用を受けることとしましたので、退職給与引当金勘定の当期末残高は、自己都合退職に基づく期末要支給額の41.9%であります。 又、税法の定める経過措置の適用により、本来当期費用に計上すべき34,085千円が超過額の取崩しと相殺される結果となり、当期の退職給与引当金繰入額はあります。	(ハ)残高基準 税法改正に伴い、前連結会計年度より退職給与引当金の残高基準を期末要支給額の100分の50から期末要支給額の100分の40に変更してあります。 この変更にあたって、税法の経過措置の適用を受けることとしましたので、退職給与引当金勘定の当期末残高は、自己都合退職に基づく期末要支給額の41.9%であります。 又、税法の定める経過措置の適用により、本来当期費用に計上すべき34,085千円が超過額の取崩しと相殺される結果となり、当期の退職給与引当金繰入額はあります。	a. 同左 b. 昭和56年6月30日現在の過去勤務費用の現在額は455,734千円であります。	(ニ)適格退職年金 当連結会計年度より停年退職者について適格退職年金制度を採用しました。
(連結会社)	(連結子会社)																				
(イ)繰入方法 前年度末と当年度末の退職金要支給額の増差額 一前年度末と当年度末の適格退職年金契約に基づく給付額の増差額	(イ)繰入方法 前年度末と当年度末の退職金要支給額の増差額																				
(ロ)取崩し方法 前年度末の退職金の要支給額	(ロ)取崩し方法 前年度末の退職金の要支給額																				
(ハ)残高基準 税法改正に伴い、当連結会計年度より退職給与引当金の残高基準を期末要支給額の100分の50から、期末要支給額の100分の40に変更してあります。 この変更にあたって、税法の経過措置の適用を受けることとしましたので、退職給与引当金勘定の当期末残高は、自己都合退職に基づく期末要支給額の48.7%であります。 又、税法の定める経過措置の適用により、本来当期費用に計上すべき133,278千円が超過額の取崩しと相殺される結果となり、当期の退職給与引当金繰入額はありません。	(ハ)残高基準 税法改正に伴い、当連結会計年度より退職給与引当金の残高基準を期末要支給額の100分の50から期末要支給額の100分の40に変更してあります。 この変更にあたって、税法の経過措置の適用を受けることとしましたので、退職給与引当金勘定の当期末残高は、自己都合退職に基づく期末要支給額の41.9%であります。 又、税法の定める経過措置の適用により、本来当期費用に計上すべき34,085千円が超過額の取崩しと相殺される結果となり、当期の退職給与引当金繰入額はあります。																				
a. 従来退職金制度の30%相当分について適格退職年金制度を採用しておりましたが、昭和55年9月分より同制度の40%相当分に改めました。 b. 昭和55年6月30日現在の過去勤務費用の現在額は225,412千円であります。 ただし、昭和55年9月1日付にて退職金制度のうち、適格退職年金	(ニ)適格退職年金 a. 同左 b. 昭和56年6月30日現在の過去勤務費用の現在額は455,734千円であります。																				
(連結会社)	(連結子会社)																				
(イ) 同 左	(イ) 同 左																				
(ロ) 同 左	(ロ) 同 左																				
(ハ)残高基準 税法改正に伴い、前連結会計年度より退職給与引当金の残高基準を期末要支給額の100分の50から、期末要支給額の100分の40に変更してあります。 この変更にあたって、税法の経過措置の適用を受けることとしましたので、退職給与引当金勘定の当期末残高は、自己都合退職に基づく期末要支給額の41.9%であります。 又、税法の定める経過措置の適用により、本来当期費用に計上すべき34,085千円が超過額の取崩しと相殺される結果となり、当期の退職給与引当金繰入額はあります。	(ハ)残高基準 税法改正に伴い、前連結会計年度より退職給与引当金の残高基準を期末要支給額の100分の50から期末要支給額の100分の40に変更してあります。 この変更にあたって、税法の経過措置の適用を受けることとしましたので、退職給与引当金勘定の当期末残高は、自己都合退職に基づく期末要支給額の41.9%であります。 又、税法の定める経過措置の適用により、本来当期費用に計上すべき34,085千円が超過額の取崩しと相殺される結果となり、当期の退職給与引当金繰入額はあります。																				
a. 同左 b. 昭和56年6月30日現在の過去勤務費用の現在額は455,734千円であります。	(ニ)適格退職年金 当連結会計年度より停年退職者について適格退職年金制度を採用しました。																				

前連結会計年度 (自 昭和55年 4 月 1 日) (至 昭和56年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 昭和56年 4 月 1 日) (至 昭和57年 3 月31日)
の採用を30%から40% 相当分に改めたことに 伴い、同日付の過去勤 務費用の現在額は、 431,825千円でありま す。 c. 過去勤務費用の掛金期 間は、9年6か月であ ります。 d. 移行に伴う退職給与引 当金超過額は、法人税 法の規定に従って翌期 に取崩す予定でありま す。 e. 過去勤務費用の掛金と 移行に伴う退職給与引 当金超過額の取崩額は、 翌期において営業損益 の部に両建して記載す る予定であります。	c. 同左 d. 当連結会計年度におい て、給与規程の改正が あり、移行に伴う退職 給与引当金超過額は、 法人税法の規定に従っ て計算の結果、発生い たしませんでした。 e. 過去勤務費用の掛金は 営業費用に記載してあ りますが上記d.のとお り退職給与引当金の超 過額は発生しないこと となりました。
5.投資勘定と資本勘定の相殺消去に関する事項 親会社投資勘定と子会社資本勘定の相殺消去は、一括 法によっているがこの結果は段階法によった場合と大 差はありません。 相殺消去の結果生じた消去差額は連結調整勘定としま した。 連結調整勘定は発生年度を基準に以後5年間で均等償 却しています。	5.投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する事項 同 左
6.未実現損益の消去に関する事項 連結会社間のたな卸資産の売買に伴う未実現利益はす べて親会社持分相当額を消去しています。 ただし、たな卸資産の時価の低落を反映する未実現損 失については消去していません。 連結会社間の固定資産の売買はありません。	6.未実現損益の消去に関する事項 同 左
7.利益処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益金処分について 連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成さ れています。 連結子会社の利益準備金については、株式取得日以降 に発生した連結持分を連結利益準備金に含めています。	7.利益処分項目等の取扱いに関する事項 同 左
8.法人税等の期間配分の処理に関する事項 税効果会計は適用していません。	8.法人税等の期間配分の処理に関する事項 同 左